

関西電力株式会社高浜発電所第3号機の
設計及び工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果

原規規発第 2309285 号
令和 5 年 9 月 28 日
原子力規制庁

1. 審査の内容

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、関西電力株式会社高浜発電所第3号機の設計及び工事の計画の変更認可申請（2023年7月18日付け関原発第212号をもって申請。以下「本申請」という。）が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

規制庁は、審査に当たり、申請書本文、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、耐震性に関する説明書並びに設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書（以下「本申請の書類」と総称する。）を確認の対象とした。

1-1 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請の書類から、

(1) 工事計画のうち火災防護設備の基本設計方針が、高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年12月21日までに許可した申請に係るもの。以下「設置変更許可申請書」という。）の設計方針と整合していること

(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、設置変更許可申請書の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること

を確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号の規定に適合していると認める。

1-2 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

関西電力株式会社は、本申請において、令和5年6月22日に認可を受けた設計及び工事の計画（以下「既工事計画」という。）の火災防護設備の基本設計方針のうち火災の感知及び消火に係る内容を変更し、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を対象として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の一部改正について」（原規技発第19021310号（平成31年2月13日原子力規制委員会決定））により改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災

防護に係る審査基準」(原規技発第 1306195 号(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定)。以下「火災防護審査基準」という。)を踏まえた設計を行うことを計画している。

上記の火災防護審査基準の主な改正点は、以下のとおり。

① 早期に火災を感知できるように固有の信号を発する異なる感知方式の感知器及びこれと同等の機能を有する機器(以下「感知器等」という。)をそれぞれ設置するに当たって、

a. 感知器については、火災区域内を網羅するように消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 23 条第 4 項に従い設置すること

b. 感知器と同等の機能を有する機器については、消防法令において求める火災区域内の網羅性及び感知性能と同等以上の方法により設置することを求めた。

② 感知器等の信号を中央制御室で適切に監視できる設計であることを求めた。

規制庁は、本申請が、重大事故等対処施設である所内常設直流電源設備(3 系統目)及びその電路を対象として、火災の感知及び消火に係る設計を変更するものであることから、本申請の工事計画が、技術基準規則第 52 条(火災による損傷の防止)の規定に適合するものであるかについて以下のとおり確認した。

(1) 第 52 条(火災による損傷の防止)

① 火災区域及び火災区画の設定

規制庁は、本申請の書類から、所内常設直流電源設備(3 系統目)及びその電路を設置している火災区域及び火災区画(以下「火災区域等」という。)の設定について、既工事計画から変更がないことを確認した。

② 火災発生防止に係る設計

規制庁は、本申請の書類から、所内常設直流電源設備(3 系統目)及びその電路を設置している火災区域等における火災発生防止に係る設計について、既工事計画から変更がないことを確認した。

③ 火災の感知及び消火に係る設計

規制庁は、本申請の書類から、所内常設直流電源設備(3 系統目)及びその電路を設置している火災区域等における火災の感知に係る設計について、

a. 各火災区域等の環境条件を考慮し、使用条件に適した感知器等を選定した上で、設置場所ごとに予想される火災の性質等を考慮し、選定した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する設計としていること

b. 選択した感知器等をそれぞれ設置するに当たり、誤作動を防止するための方策を講じた上で、

ア. 火災防護審査基準 2.2.1(1)に基づく方法により感知器等を設置する設計としていること

イ. 消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外の場所については、発火源となり得る設備及び重大事故等対処施設を監視できるよう感知器等を設置する設計とすることにより、十分な保安水準が確保されていること

c. 所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置している火災区域等を適切に監視するため、

ア. 感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有する火災受信機盤を中央制御室等の監視場所に設置する設計としていること

イ. 中央制御室等の監視場所で相互に連携する運用としていること

d. 感知器等及び火災受信機盤は蓄電池を有するなど全交流動力電源喪失を考慮した設計としていること、感知器等は重大事故等対処施設の区分に応じて機能が保持される設計としていること等については、既工事計画から変更がないことを確認した。

また、火災の消火に係る設計について、既工事計画から変更がないことを確認した。

④ 工事の方法

規制庁は、本申請の書類から、工事の方法について、第52条に規定される要求事項等を踏まえ、設備が期待される機能を確実に発揮できるように、工事の手順、使用前事業者検査の項目及び方法が適切に定められ、また、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止対策等が工事の留意事項として定められていることから、工事の方法として妥当であることを確認した。

規制庁は、①～④の事項を確認したことから、第52条の規定に適合していると認める。

(2) 既工事計画への影響

規制庁は、本申請の書類から、既工事計画において確認した第8条（立入りの防止）から第10条（急傾斜地の崩壊の防止）まで及び第13条（安全避難通路等）の規定への適合性に変更がないこと等を確認したことから、本申請が、その適合性に影響を与えないと認める。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号の規定に適合していると認める。

2. 審査結果

規制庁は、1-1及び1-2の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。